

チーム御前浜・香櫛園浜 里浜づくり 設立主旨／規約

「チーム御前浜・香櫛園浜 里浜づくり」は、海辺との多様なつきあい方を大切にし、かけがえのない地域の宝“里浜”として、「御前浜・香櫛園浜」(以下「浜」と称す)をよりよいかたちで未来に継承することを目指し設立するものです。

当チームは、そのための方策を検討し、多様な世代が子どもたちと楽しみながら実行に移して行くため、地域内外の浜に関心を持つ人々やグループと連携し、行政と協働しながら活動します。

□第1章 総則

第1条 名称

本会は、「チーム御前浜・香櫛園浜 里浜づくり」と称する。

第2条 事務所

本会は、主たる事務所を西宮市内に置く。また従たる事務所を置くことができる。

□第2章 目的及び事業

第3条 目的

本会は海辺と人との多様なつきあい方を大切にし、御前浜・香櫛園浜(以下「浜」と称す)をかけがえのない地域の宝“里浜”として、よりよいかたちで未来に継承することを目的とする。

そのために、海・川・山の自然の循環を大切にしたい浜づくり、浜を「まもり」「つかい」「そだてる」活動を通じた人と人、人と海の新たなつながりの創造をめざし、行政等と協働しながら活動を行う。

第4条 活動

本会は、前条の目的を達成するため、御前浜・香櫛園浜プロジェクトとして行ってきた活動を基盤に下記の活動を行う。活動は、会員が役割と責任を分担・実行する「フラットな」関係を基本とする。

(1) 浜をまもる

- ・ゴミのない浜の環境をまもる活動。
- ・自然の循環を大切にしたい、砂浜再生のための活動。
- ・浜の環境の保全・再生のための情報共有・調査活動など。

(2) 浜をつかう

- ・遊びを通して学ぶ環境体験学習。
- ・浜への理解・関心を高めるイベントや新たな浜の使い方・楽しみ方の創造。
- ・開かれたみんなの浜・地域の浜として安全・快適に使うルール・マナーづくり、防災の推進など。

(3) 浜をそだてる

- ・情報発信を通じた浜への関心・愛着・ネットワークを広げる活動。
- ・五感をとりもどし、人と自然のつながりと共生を、社会の中に育てる活動。
- ・海・川への親水性を高める環境づくりをめざす研究・提言や、行政との協働活動など。

(4) その他必要な活動。

□第3章 会員

第5条 会員の種別

本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって、会を構成する。

- (1) 正会員 本会の規約に従い入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同して所定の手続きをした個人及び団体

第6条 会員規定

会員の入退会などに必要な規定については、世話人会で定める規則による。

□第4章 役員及び事務局等

第7条 役員等の種類・定数

本会は、次の役員をおく。世話人のうち、1名を代表世話人、2名以内を副代表世話人とする。

- (1) 世話人 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名又は2名

第8条 役員を選任

- (1) 世話人及び監事は、総会において選出する。
- (2) 代表世話人と副代表世話人は、世話人で互選する。

第9条 役員職務

- (1) 代表世話人は、本会を代表し、その職務を統括する。
- (2) 副代表世話人は、代表世話人を補佐し、代表世話人に事故あるとき又は代表世話人が欠けたときは、代表世話人があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 世話人は、世話人会を構成し、この会則の定め及び世話人会の議決に基づき、この会の活動を執行する。
- (4) 監事は次に掲げる職務を行う。
 - ①世話人の業務執行の状況を監査すること。
 - ②本会の財産の状況を監査すること。
 - ③①②について、必要と判断した場合、総会を招集すること、又は世話人会の招集を請求すること。

第10条 任期、解任等

- (1) 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 役員が下記の事項に該当する場合、総会の議決により、これを解任する。この場合、議決前に弁明の機会を与えなければならない。
 - ①心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - ②職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第11条 事務局

- (1) 本会に、事務局長その他の事務局員をおくことができる。
- (2) 事務局長その他の事務局員は、代表世話人が任命する。

第12条 顧問等

本会は、運営および活動の必要に応じて、世話人会の承認のもとに、顧問等をおくことができる。

□第5章 総会

第13条 総会の種別等

- (1) 本会の総会は、正会員をもって構成し、年一度、通常総会を開催する。必要な場合、臨時総会を開催することができる。
- (2) 代表世話人は、次の場合に総会を招集する。代表世話人が通常総会・臨時総会の必要を認めるとき、世話人会が必要と認めるとき、正会員総数の5分の1以上からの書面による招集請求があったとき、監事による招集があったとき。
- (3) 総会議長は、出席した正会員の中から選出する。
- (4) 総会の定足数は、正会員の3分の1以上(委任状含む)とする。
- (5) 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第14条 総会の議決事項

総会では、次の事項について議決する。
会則の変更、活動計画、予算、活動報告、決算、役員を選任又は解任、解散、その他運営に関する重要事項。

□第6章 世話人会

第15条 構成、議決

- (1) 本会の世話人会は、世話人に選出されたもので構成する。
- (2) 世話人会は、会則で定められたことのほか、総会決議事項、総会決議事項の執行に関する事項、その他必要な事項を議決する。

第16条 世話人会の開催・運営等

- (1) 世話人会の開催は、代表世話人が必要とみとめたとき、世話人総数の3分の2以上からの求めがあったとき、監事からの招集請求があったときにおこない、代表世話人が招集する。
- (2) 世話人会の議長は、世話人会で選出する。
- (3) 世話人会の議事は、世話人総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

□第7章 資産および会計

第17条 会計

本会の会計は、会費、寄付金、事業収入、助成金、委託費等による。

第18条 会費等

- (1) 本会の会員の会費は、正会員、年間一口1000円とし、会員は年間一口以上納付する。
- (2) 賛助会員の会費は、個人は一口2,000円以上、団体は一口5000円以上とする。

第19条 会計年度

会計年度は、1月1日にはじまって、同年の12月末日までとする。

第20条 決算

本会は、年次決算を行い、監事の監査を受けた後、総会に報告し承認を得なければならない。

□第8章 附則

第21条 本会の最初の事業年度は、当会設立の日から平成21年12月31日までとする。

第22条 本会は、次の書類を作成し保管する。

第23条 会員名簿、役員等名簿、各種会議案内および議事録、活動記録、など。

第24条 この規約は、平成21年2月22日より施行する。

